

件名	愛媛県学校職員定数条例の一部を改正する条例	
主管課	高校教育課（義務教育課）	
根拠法令等	公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和33年法律第116号） 公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律（昭和36年法律第188号）	
【改正の概要】		
県立学校の職員及び市町立学校の職員の定数の改正		
1 県立学校の職員	<u>4,031人</u>	<u>3,971人</u> （60人）
(1) 県立中等教育学校の職員	201人	208人（7人）
(2) 県立高等学校の職員	2,964人	2,906人（58人）
(3) 県立特別支援学校の職員	866人	857人（9人）
2 市町立学校の職員	<u>8,941人</u>	<u>8,867人</u> （74人）
(1) 小学校の職員	5,723人	5,623人（50人）
(2) 中学校の職員	3,218人	3,194人（24人）
計	<u>12,972人</u>	<u>12,838人</u> （134人）
施行日	平成22年4月1日	
【その他参考事項】		
定数の改定の主な要因		
小・中学校		
小・中学校の統合・休校（4校）や学級減（69学級）に伴う減員		
中等教育学校		
指導方法改善定数の増員		
高等学校		
高等学校の学級減（13学級）に伴う減員		
特別支援学校		
特別支援学校の分校3校の廃校に伴う減員		